

平成 30 年度第 2 回高知県再犯防止推進計画検討会 概要

1 日 時 平成 31 年 1 月 28 日 (月) 14:00～16:00

2 場 所 県民文化ホール 4F 第 6 多目的室

3 出席者

<委員 15 名)>

徳弘委員 (会長) 木村委員 (副会長)、坂本委員、篠崎委員 (代理水田氏)、小澤委員、川田委員、山本委員、戸梶委員、松本委員、宮本委員、川崎委員、西岡 (靚) 委員、西岡 (哲) 委員、岩本委員 (澤谷委員は欠席)

<事務局>

地域福祉部：井上副部長

地域福祉政策課：飯島課長、川崎チーム長、藤川チーフ、岡村主幹、吉本主査

<オブザーバー>

高齢者福祉課、障害福祉課、障害保健支援課、児童家庭課、福祉指導課、

住宅課、雇用労働政策課、教育委員会人権教育課、

高知県警察本部少年少女安全対策課、組織犯罪対策課

高知県地域生活定着支援センター

4 開会

地域福祉部 井上副部長より開会の挨拶

5 議事事項

(1) 高知県再犯防止推進計画 (原案) の策定について

資料 1、資料 2、資料 3、参考 1、参考 2 により事務局より説明。

<以下質疑応答>

(松本委員)

資料 1 の 7 ページの一番下「・暴力団対策に従事する捜査員に対し、離脱・社会復帰対策の重要性を理解させるとともに、県内事業者と同対策の趣旨を説明し、受入れ企業を獲得するよう指導を強化。」に記載している捜査員は、警察官か。警察官がここまで役割を担っているのか。

(県警本部)

そのとおり。捜査活動において、暴力団からの離脱を進めているが、捜査員は出所後もその暴力団員の就労支援等を担うこともあり、各地域で捜査活動を踏まえて、就労先となるような事業者を訪問している。まず捜査員に離脱・社会復帰対策の重要性を理解させ、担当した暴力団員の就職先として受入れてもらえるよう訪問活動をしている。

(松本委員)

捜査員が、斡旋活動をしているのか。

(県警本部)

実際には、県警本部にいる社会復帰アドバイザーが、事業者に訪問するので、捜査員はその土台づくりとなる活動ができるように教育を行っている。

(松本委員)

捜査員の方にそこまで担わせて大丈夫かと思ったが、実際に取り組んでおり、捜査員の負担が特に重くはないということか。

(県警本部)

そのとおり。

(松本委員)

9 ページの「特別調整や更生緊急保護を希望しない者や要介護認定・障害者手帳を取得するほどではないが支援が必要な者等への対応、刑事司法手続きにおける高齢者・障害者の状況把握と支援体制が不十分な点が課題」と記載されているが、私ども弁護士が活動するときに、非常に困る場合もある。

障害者、高齢者の方は、地域生活定着支援センターにつながやすいが、高齢者ではなく障害があると断定もできない方ではあるものの自力で生活していくことが非常に難しい方への対応について困ることもあり、(2)の具体的な施策にこの課題に対応するものがあるのか教えていただきたい。

(事務局)

具体的には、地域生活定着支援センターにつながらない方をどうつなげるかということと思う。

県の施策として、そのような地域生活定着支援センターにつながらないような人々をどう支援するかという施策はないが、今回計画を策定することを受けて、このような課題を再犯防止という視点で市町村にも窓口で対応していただくことが今後進めていければいいと思っている。

(松本委員)

第2の2「薬物依存者への支援」の項目は「薬物」とあって、(2) 具体的施策の一つ目の・には、「薬物等」とあるが違いはあるか。

(障害保健支援課)

「薬物等」については、依存症の対策ということで、「アルコール、ギャンブル、薬物」を含めており、この項の題が「薬物依存者への支援」であることから、「薬物等」の取組として挙げている。

(松本委員)

薬物等の依存症ということなら、アルコール、ギャンブル、薬物以外にも、買い物依存や摂食障害など、広く含まれているのか。

(障害保健支援課)

精神保健福祉センターで、依存症に対する相談や啓発、支援者育成など様々な取組をしており、その相談の中でアルコール、ギャンブル、薬物以外の依存症にも対応している。

(松本委員)

了解した。

(徳弘会長)

「薬物依存者への支援」では、あえて薬物に限定した書きぶりになっているが、ここには書かれてないが、精神障害福祉センターでは、ギャンブル等の依存症の相談窓口の受皿もあるということか。

(川崎委員)

薬物等というのには、依存症という概念があるのだが、薬物等の等には、アルコール依存も入っているのだろう。当然アルコール依存も対象にしなければならないので、そのような意味で「等」という記載にしたと思う。

(事務局)

薬物依存症への支援ということで、2の「薬物依存者への支援」というカテゴリーを挙げている。

相談業務については、薬物の他アルコールやギャンブルの依存症の方を対象としており、第2の2の薬物依存症への支援の中では、「等」を削除して薬物依存症への対応とした方がいいのではないかと思う。

(川崎委員)

アルコール依存症で犯罪を繰り返す方もいるが、そのような方を対象にすることは考えていないのか。

(事務局)

薬物に限定した内容になっているが、依存症全般が問題となっていることもあり、ご意見を踏まえて再検討する。

(川崎委員)

少年鑑別所にお願ひがあるのだが、鑑別所は非常に専門性があつて、法務少年支援センターを設置してPRしており、また新しい少年鑑別所法ができて犯罪非行に対する防犯支援が謳われているが、修学支援といった範疇のところ「防犯教室」や、出前教室で悩んでいる人のカウンセリングの対応ができると思うが、そのようなことは考えてないか。

本来、少年鑑別所法の趣旨から、どんどん外に出て行くべきでないかと思っているが、少年鑑別所の意見は消極的な感じがする。国の機関として、是非とも積極的に活動をして

もらえばと思っている。

(小澤委員)

今回の原案の中には盛り込まれていないが、P11の第3の「非行の防止」に関しては、法務少年支援センターを活用していただくことは可能。

実際に教育機関や一般の方から児童生徒や子どもの問題行動についての相談をいただいております、対応はできる。

具体的な施策として、法務少年支援センターを掲載していただいてもかまわないが、その一方で当所には人的にも限りがあり、幅広い問題については、対応が難しいことがあるかもしれない。

当所が主に扱っている非行犯罪の防止、非行問題については積極的に協力できる。

(川崎委員)

是非とも積極的に働きかけをしていただけたらいいと思う。

(小澤委員)

計画への掲載ができるのであれば、お願いしたい。

(徳弘会長)

法務少年支援センターこちらの活用について本文に記載をお願いします。文言については、事務局の方で調整をお願いします。

(水田氏)

アルコール依存について、高知刑務所の取組として、第4の「犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導」の取組で、飲酒の上で犯罪をした者に対する指導として、「アルコール依存回復プログラム」を行っている。

(徳弘会長)

先ほど、井上副部長が追加すると言っていた、第4の「犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導」に記載するということになる。

前回の皆さんの意見の中でも色々な依存症が犯罪につながってくることもあるという意見もあった。

犯罪行動、逸脱行動しやすい、一概に治療等に一致はしないが、それぞれの特性に合わせて、指導をしていくことが必要で、ここに幅広く盛り込まれることがいいと思った。

(事務局)

会長からもあったが、薬物依存の支援は第2-2で頭出しをしておき、これは国の再犯防止推進計画の枠組みに沿った形。

薬物依存の支援は、特性の1つとし、第4に移すことも考えている。

(徳弘会長)

薬物は薬物で「等」をとって、第2は薬物依存に特化させ、第4のところでは依存症対策についての文言を追加で盛り込み、アルコールを含む様々な依存症によって、犯罪につながっていくことがあるので、それぞれの特性にあわせた指導や支援、場合によっては、治療につなげていくことが必要。

(宮本委員)

国の指針に基づいて、薬物に特化した項目が必要であれば、それでいいと思う。また、特性に応じて。補完的に意見を追加しておくことはいいのではないかと思う。

(木村委員)

薬物以外の依存症について、第6の(1)現状と課題で記載をしている。第6では、連携に重きをおいており、(2)具体的施策でも連携の取組を記載している。

アルコール依存についても対策を提起するのであれば、第4に記載した方が、整合性がとれると思う。

冒頭、弁護士会の松本委員からご指摘のあった、支援を希望しない方への支援についてこの計画の中に記載すべきと思われるか。

(松本委員)

地域生活定着支援センターにつながらない方をどうするかということだが、できればこの課題に対する何らかの具体的な施策というものがあるといいと思う。

実際に福祉制度につながらない方は、家族や親戚や勤務先の方が支援していくしかないが、家族の方も病気を抱えていたり支援が必要であったりすることもあり、そのような方への対応を問題意識としてしておくべきであるし、できればそれに対する対応策があってほしいと思う。

(木村委員)

そのような問題は、関係機関が共通して抱えている問題であり、客観的にみて支援が必要だと思っても本人が絶対に同意しないケースもあり、支援が必要でも支援をすることができない。

それについては、地域生活定着支援センターや矯正等の関係機関の情報交換や情報共有をし、地域生活定着支援センターや地域包括支援センター等の情報共有の中で答えがでてくるのではないかと思うので、それが盛りこんでいけばいいと思う。

(松本委員)

本人の同意の問題に関しては、すぐに答えがでるものでなく、関係機関の連携や情報共有の中で答えを見い出していければという趣旨だと思うが、それはそれで記載をして、その上で制度の中で取りこぼしがないようにということを、計画の中に入れるようにした方がいいと思う。

高齢者でも障害者でもなく、生活困窮者も当てはまらない人が絶対出てくるので、犯罪

をした者であって、地域で生活を送るために支援が必要な人が取りこぼされることなく支援につながるように記載してもらいたい。

(徳弘会長)

支援が必要であっても支援の窓口につながらないケースについては、刑務所側や保護観察所側が確実につかんでいる情報だが、支援を受ける意思のない方の情報を関係機関につなぐ際の情報の壁もあってのことだと考えている。

目標としては、どんな人でも高齢や障害の有無にかかわらず、支援が必要な方に必要な支援をしていくことが大切だと考えている。

(事務局)

第2「保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組」の1の(2)の具体的施策の2つ目の・のところで、福祉的なサービスが必要な方に対して、例示で、高齢者、障害者、生活困窮者等としているが、趣旨としては、支援が必要な方に適切な支援が行われるようにということ。制度の中から取りこぼれる人がいないようにという箇所を少し明示することを検討する。

(山本委員)

16ページの(1)高知セーフティネット連絡協議会の記載について、この主催が高知市社会福祉協議会になっているが、高知市が高知市社協に委託しているので、高知市社協が主催ではない。

また、生活困窮者の支援は、名前が違ってても似たような支援事業を他の市町村でも実施していると思うので、高知市だけでなく他の市町村などの取り組みも記載したらいいと思う。

(小澤委員)

私が高知セーフティネット連絡会も取り上げたらどうかということを提案させていただいた。高知市の取組しか知らないが、他の市町村でも同様の取組があれば、記載していただいたらいいと思う。

(事務局)

小澤委員からご指摘いただいたので、今回はこの高知セーフティネット連絡会をご提示したが、少し他のところも含めて記載内容を工夫したい。

(木村委員)

個別に意見があると思うが、計画策定後に、計画を実現するためのアクションプランを作っていったらどうかと思うが会長はいかがか。

(徳弘会長)

そこまでの作業は考えていない、事務局ではアクションプランの策定を想定しているか。

(事務局)

計画自体が複数年であるが、細かいレベルの取組をあげているので、基本的には、本計画本体を元に、参考指標をみながら進捗状況をフォローアップすることを考えている。

(岩本委員)

県内の市町村における再犯防止推進計画の策定についてを教えてもらいたい。

私は、本山町の町議会議員に就任しており、本山町長に、当該計画について、今後どのような方向で取り組んでいくのかを伺ったところ、県がまだ策定ができていないので、県の動向を見ながら検討していきたいとのことであった。

県と同じような計画を、市町村毎に作るというには大変な作業で難しいと思う。

この計画の中に市町村への助言や情報提供を書いているが、県は、どのような形で市町村に対して指導をしていくのか。

(事務局)

再犯防止推進法では、本計画の策定は、市町村の努力義務ということになっているが、確かに市町村がこの計画を単体で策定するのは大変だと思う。

地域福祉計画や関連する計画の中に、再犯防止対策を位置づけするというやり方もある。

市町村毎の考えが違ってくると思うので、それぞれの相談に乗るようになると思う。

(岩本委員)

市町村が再犯防止推進計画という形で策定しなくても、地域福祉計画等の中に盛り込んでいけば、この再犯防止推進計画を策定することと同じと解釈していいか。

(事務局)

計画の形にこだわるというより、関連する施策が地域福祉計画などと重なるところもあると思うので、これが市町村の再犯防止推進計画に該当すると整理をされるのであれば、そのようなやり方もあると思う。

(徳弘会長)

刑期を終えた出所者が地域に戻って生活を支えるというのは福祉の取組であり、地域福祉計画とほとんどかわらないのではないかと思う。

犯罪者が、犯罪を犯したからといって差別を受けたり不利益にならないために、再犯の防止に関しては、次の地域福祉計画や支援計画の改定時期に記載していくように県の方には指導をお願いしたい。

(戸梶委員)

社会福祉協議会という民間の立場として、本人の同意がないと個人情報の提供は難しいなど、個人情報の壁が非常に厚いと思う。中土佐町社会福祉協議会では、社協内では、包括的相談体制構築事業で、要支援者の情報を共有してケース会議を行っている。

社協だけでは対応が難しい場合は、「安心生活ネットワーク会議」で他の機関もまきこんで、セーフティネットの会議を開催しているが、出所者の方の支援について、保護司と相談をしたかったが、保護司が誰なのかネットで調べてもわからなかったために連絡が取れなかったことがある。

社協としては、本人の同意がなくても支援が必要な人に対しては、支援をしたいが、本人の同意がなかったら支援ができないし、情報も集まらない。

この再犯防止推進計画に位置づけてほしいということではないが、お願いとして、今後、個人情報の取り扱いのハードルを低くしていただきたいと思う。

(徳弘会長)

地域生活定着支援センターにつながるような方であっても、本人の同意がなければ、守秘義務が課せられた中の情報共有であるので限界があり、刑期満了で出所した方は、本人に聞く以外に情報がないというのが現状。正確な情報がないと適切な支援につながりにくいと思う。

この計画が動き出して、事例検討も必要であり、例えばこのような支援がどうして対象者につながらなかったかということを検討していく必要がある。

(木村委員)

保護観察については、国の責任だが、再犯防止推進計画の目的は、再犯を防ぐためには、国民の理解や関係機関同士の連携が肝心であると法律にも謳っている。

まさにそれを実現するための計画で、先ほど戸梶委員からも指摘があったように、住民が自分の住む地域を担当している保護司が誰なのか知らないことがある。

以前は、保護観察は保護司というのを伏せて活動をしていたが、10数年前からは、保護司会の方も積極的に町内会等に参加して、自分が保護司であることをPRする方向に舵を切っており、各保護司会においても、地域との連携を重要視するようになっている。

中土佐町については、保護司会の方と同行して市町村の再犯防止推進計画の策定依頼に出向いた。

保護司会も市町村等の諸機関と連携したいと思うので、市町村で計画を策定してもらえるように、各市町村の保護司会を通じて各市町村に働きかけていこうと考えている。

保護司会の方から市町村に対して、高知県の計画は地域福祉政策課が策定したので、計画策定について、担当課が相談に乗ってくれると伝えてもいいか。そうすることで市町村の計画づくりは、県が相談にのってくれるという安心感があれば、市町村も取り組みやすくなるのではないかな。

(事務局)

県が市町村に先駆けて計画を策定することで、計画のイメージを持っていただけたらと思うし、市町村によってそれぞれ状況が違う中での支援を当課の方では引き続きやっていきたいと思っている。

(徳弘会長)

会の冒頭に事務局から説明のあった計画の目標値については、現在策定中の14都府県の中で7道府県が数値設定しない予定であるという状況。

委員の皆さんの中には、目標値がいるのではないかという方もいたと思うが、納得はいただけたか。

普段目にしない再犯者の数や再犯率がこの計画に載せることによって、これだけ再犯が多いことがわかるので、必要な情報だと思う。

ただ、目標値となると景気に左右されたり、県の事業の詳細な検証ができないこともあるので、参考値として載せる方法はあるかなと思う。

だいたい意見は、出揃ったか。

(委員) 意見なし

(徳弘会長)

それでは、一旦、この計画のパブリックコメントをいただいて、やっぱり足りないなどという点はPDCAの中でチェックしていきたいと考えている。

(2) 計画の策定スケジュールについて

事務局から計画の策定スケジュールについて「資料4」を説明。

(徳弘会長)

策定スケジュールについてはご理解いただいたと思う。事務局から提示されたパブリックコメント前の計画修正案については、速やかに回答をお願いしたい。

(3) その他

(徳弘会長)

条件反射制御法について説明。

以上